

農業者年金関係

【平成20年度概算決定額：129,355,902（157,226,381）千円】

対策のポイント

国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。

認定農業者等の意欲ある担い手に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成するとともに、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金を支給します。

（農業者年金とは）

昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は農業者の老後生活の安定とともに経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきましたが、平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、年金原資を自ら積み立てる方式を導入し、制度の安定を図るとともに、担い手の経営を支援する仕組みになっています。

政策目標

農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に寄与します。

＜平成18年＞

＜農業構造の展望（平成27年）＞

認定農業者 約23万 → 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万

集落営農 約1万2千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

＜内容＞

1. 農業者年金等監査指導委託事業に要する経費

農業者年金制度を運営する独立行政法人農業者年金基金から業務を受託した機関が、その業務を関係法令等に従って適正に実施しているかどうかを現地において監査し、適切な指導を行います。

【事業実施主体：都道府県】

【農業者年金監査等委託費 11,208（11,675）千円】

2. 旧制度の年金等の給付に必要な経費

旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：(独) 農業者年金基金】

【農業者年金給付費等負担金 123,506,722 (151,209,146) 千円】

3. 売渡業務及び融資業務に要する経費

経営規模の拡大を図ろうとする旧制度の被保険者等に農地を売渡したり、農地取得に必要な融資を行う際に、国から利子補給をします。

【補助率：定額】

【事業実施主体：(独) 農業者年金基金】

【農地売渡業務等円滑化対策補給金 93,288 (118,392) 千円】

4. 特例付加年金の助成に必要な経費

認定農業者等の意欲ある担い手の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

【補助率：定額】

【事業実施主体：(独) 農業者年金基金】

【特例付加年金助成補助金 1,855,056 (1,924,524) 千円】

5. 独立行政法人農業者年金基金の運営に要する経費

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：(独) 農業者年金基金】

【運営費交付金4目 3,889,628 (3,962,644) 千円】

[担当課：経営局構造改善課 (03-6744-2153 (直))]]